

令和 4 年第 3 回 (9 月) 定例会一般質問 会議録 (20220907)

「福祉避難所の確保運営ガイドラインの改定について」

【11 番中島章二君 (登壇)】

まず初めに、福祉避難所の確保運営ガイドラインの改定についてです。

このガイドラインの改定は、災害対策基本法が令和 3 年に改正されたことを受け、市町村が事務を行う際の参考となるよう、これまでの福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定、公表されたものです。

改定の課題背景には、障害のある人等については、福祉避難所では、福祉避難所ではない、一般避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接避難したいとの声があること。

また、指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所の確保が進んでいない状況がある。令和 2 年現在 9072 か所という報告があります。このような状況から、今回改定されたものです。

改定の趣旨は、指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入れ対象者を調整して、人的、物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難を促進し、要配慮者の支援を強化するとあります。そこで、本市において、指定福祉避難所を指定し、受入れ対象者の公示をする考え方を伺います。

次に、個別避難計画等の作成の中で、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえ、事前に、指定避難所ごとに受入れ対象者の調整し、要配慮者が日頃から利用している医療機関や福祉施設への直接の避難を促進することについての本市の考え方を伺います。

【福祉保健部長(登壇)】

私からは、福祉避難所の確保、福祉避難所運営ガイドラインの改定についてお答えします。

まず、福祉避難所とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する、いわゆる要配慮者が滞在する避難所のことでございます。

災害が発生、または発生する恐れのある場合において、避難指示等が発令された際には、市民の皆さんは、指定一般避難所や、安全な知人宅などへの避難、自宅での垂直避難などの避難行動を行っていただくこととなります。

こうした避難先では、避難生活を送ることが困難な方を対象に、市は、福祉避難所を開設するため、特別養護老人ホームや、障害者支援施設、また、医療機関など、

現在 30 の施設と協定を締結しております。

そうした中、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正に伴い、国の福祉避難所の確保運営ガイドラインが改定され、指定福祉避難所の受入れ対策、対象者を高齢者、障害者などと特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを、指定の際に公示できることが明記されました。

そこで、議員御質問の指定福祉避難所の指定及び受入れ対象者の公示についてでございますが、福祉避難所の確保運営ガイドラインの改定を受けまして、現在市では、市内の医療機関や福祉施設など、現在協定を締結している福祉避難所に対しまして、受入れ対象者の特定に加え、施設内の受入れ可能スペースや、受入れ可能人数について確認を行っているところでございます。

今後も、協定施設や市の防災部局と準備を進め、指定福祉避難所の指定及び受入れ対象者の公示に向けて取り組んでまいります。

続きまして、指定福祉避難所への直接の避難の促進についてでございます。

改定された福祉避難所の確保運営ガイドラインでは、自力避難が困難で、災害時の避難支援が必要な避難行動要支援者お一人お一人について、その避難先や、避難方法などを示した個別避難計画等の作成を通じ、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入れ対象者の調整を行うことにより、直接避難を推進することが適当である旨が示されたところでございます。

本市におきましては、昨年度、介護支援専門員や相談支援専門員など、福祉専門職と連携し、個別避難計画の様式の見直しや、実際に本人や家族、民生委員などの地域支援者と一緒に、計画作成に取り組むなど、より実効性のある避難支援の体制づくりについて検討を重ねてまいりました。

さらに今年度は、内閣府のモデル授業に参加しており、行政が、要配慮者、民生委員、自治会、また、福祉専門職、医療関係者など、本人を取り巻く様々な関係者と連携することで、個別避難計画の作成を行うとともに、計画を活用した避難訓練の実施等も行っていく予定としております。

このように、福祉避難所への避難が、必要な方につきましては、平常時からそれぞれの要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、安全に過ごせる避難先の調整等を図ることで、直接避難ができる体制を整えているところでございます。

私からは以上でございます。

【11 番中島議員。】

それでは福祉避難所の確保運営ガイドラインの改定についてから再質問させていただきます。こちらの福祉避難所の直接避難等の関係で、私のほうは令和 2 年 12 月定例会、御質問させていただいた経緯があります。

そのとき、部長の答弁では、福祉避難所については、関係団体等、と今後協議を

していくとありました。先ほど登壇での答弁にもありましたが、その協議の回数と内容について、詳しくお聞かせいただければと思っております。

【福祉保健部長。】

協定施設等との協議、でございますけれども令和 2 年 12 月以降ですね、2 回行っております。

1 回目は、令和 3 年の 3 月でございますけれども、福祉避難所への避難の流れについてですね、これまで 2 次的な避難所ということでありましたけれども、一般の避難所に行けない要配慮者が事前に安心して避難できる体制を整えておくことが重要であるという考えからですね翌令和 3 年度より、指定一般避難所の開設に合わせて、福祉避難所の開設も準備を始めると、そういった一部、対応を変更するというところで、協議の場で行いました。

次が 2 回目がですね、これは令和 4 年の 3 月になるんですけども、そのときには、先ほど申し上げましたものつながりがございますけれども、指定福祉避難所の指定に向けて意見の集約、協議を行うのとあわせてですね、先ほど申し上げました対応についても、令和 4 年 5 月に運営要領の改定を行ってですね、事前に安心して避難できる体制を、一般避難所の開設に合わせて整えておくというところの要領の見直しをそこで行ったということでございます。以上です。

【11 番、中島議員。】

会議を開いて、意見を集約してきたというような御答弁がありました。

で、この関係団体、関係機関のほうですけど、具体的にどういった方たちと協議を進めてきたのかももう一度、お願い出来ますか。

【福祉保健部長。】

実際に受入れ先となる、高齢者の施設ですとか、それから、介護保険も含めた施設それから、障害者の施設等々そういった施設とそれから、その方たちをお世話するといいますかケアマネジャーさんですとか、支援授業所だとか、そういったところそれから市の関係部署、一緒にですね、要求したということでございます。

【11 番中島議員。】

会議を行うメンバーですけど、例えば、検討委員会というような、また、この福祉避難所に関する協議会というような、今後、しっかりと制度をつくっていく必要があるかと思うんですけど、そういったメンバーをしっかりと決めていくような考え方が日田市にあるのか。

お答えください。

【福祉保健部長。】

今回の話はまた始まったばかりのものでもございますので、必要に応じてまた改めていく部分も出てくるかもしれませんので、そういった会合の場をですね、つくっ

ていくことが必要かなというふうに思っております。

【11 番中島議員。】

以前の答弁で、どうしても高齢者中心の要配慮者を対象にした福祉避難所という部分が強かったかなという気がしてました。

今回も障がい者の方等もですね含めて、福祉避難所の利用、それから、指定ということが出てきております。そういったところを含めまして、日田市としましても、関係団体としっかりと協議を進めながらですね、今後新たな取組をしていただきたいと思っておりますので、この部分については今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

またですね、これに沿いまして、今、つくられております日田市福祉避難所開設運営要領がございますが、この改定については、どのような方向性そしてどのようなスケジュールをもって考えているのか、お伺ひいたします。

【福祉保健部長。】

新年度以降にモデルの多い町内等も個別避難計画とかですね、そういったものもございますけれども、それとあわせて全体的なものにつきましては新年度、中心に今年度から新年度かけてですね、授業を進めていく予定にしております。

【11 番中島議員。】

確認になりますけど、福祉避難所は、誰が避難できる場所なのか、そしてまた水害の多い本市において、福祉避難所に直接避難ができるような体制づくりをしっかりと行っていく。

またその福祉避難所の周知をしっかりと図り、要配慮者の安心安全な避難、避難所を平時に、関係機関や、関係者等と調整し、体制づくりをしていくことが必要だと思っております。

先ほど、会議のほうに1回のペースで行われてたかとお聞きしました。

今回もですね台風が近づいてきて、高齢者等避難が出る前にですね、こういった要配慮者の方々は、ケアプランのもと、また、個別避難計画のもとですね、避難をとられていると思っておりますので、そういったシステムをしっかりと早く構築いただく、構築する必要があると思っております。

これについては確認ですけどもう一度御答弁お願いします。

【福祉保健部長。】

今、議員からもございましたように今回の台風でもですね、予報が出た時点で事前に体制づくりをさせていただいたところでございます。

これにつきましては現在ホームページで協定、施設について掲載をしておりますけれども、一般避難所を開設したときには、また改めてホームページそれから市の防災無線での放送、日田市の公式ライン等で周知をさせていただいているところでございます。

そして議員からお尋ねもありました受入れ対象者等々について、公示等も行って

ですね、周知を図ってまいりたいと思っております。

【11 番中島議員。】

それでは、ガイドラインの改定に直接関わるものではございませんけど、避難入院という言葉がございます。

実際、避難入院という形で、こういった災害時に、医療機関のほうに入院をするという、システムで安心安全の確保を行っているということがあります。

厚生労働行政推進調査授業補助金分担研究による難病の地域支援体制の充実、避難入院の課題と台風 10 号に対する避難入院の状況についての研究報告書でございます。

令和 2 年 9 月台風 10 号ですが、九州地方に最接近した際、沖縄九州など、12 県において避難入院を行った医療機関に対するアンケートを行っております。

避難入院をされた方は 128 名あります。そのうち、いわゆる人工呼吸器装着者装着患者が 60%以上を占めていたということがございます。

大分県下でも、6 名の方が、こういった、避難入院をされているという報告があります。

このようにですね、人工呼吸器装着者等の、いわゆる電源が必要な方の避難方法の一つとして、避難入院をしている、実施しているという自治体も先行的にございます。

そこで、日田市内においても、家庭内に人工呼吸器装着されてる方が、在宅でいらっしゃいます。こういった方についてですね、非常に避難入院については、医療機関等の、協議等も課題等たくさんあるかと思うんですけど、安全安心な療養生活を支援していくことにつながると思います。このことについて、日田市として、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

【福祉保健部長。】

人工呼吸器装着されてる患者さんなどの個別避難計画、ですね、これに携わっていく中で、避難先として、医療機関を希望したケース、これにつきましては、その医療機関や関係機関などと協議を行った経過がございます。ただ、これが制度としてですね日田市が確立できるかという、そういうわけでもございません。

そこで人工呼吸器装着者などが避難先として医療機関を希望される場合には、個別に医療機関への受入れ協議をケアマネジャーや介護支援相談員などと市も一緒にですね、協議を行いましてそれによりいろんな課題が出てくれば、それまた整理をして、県、それから医師会等々関係者とですね、つないでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【11 番中島議員。】

この質問の最後に市長にお聞きしたいと思います。

市民の命を守るため、安心安全を確保するために、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難行動について、平時から計画的に取り組む必要があると思います。

これまで、災害対応を経験し、現在も復旧復興に取り組んでいる日田市長としてですね、この福祉避難所のガイドライン改定を受けまして、重点的に取り組む必要性、またお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

【市長。】

これ何度も経験する中で、これまで特に、こういった方、対象の方々につきましては、介護支援専門員、ケアマネさんですが、介護支援の皆さん方の協力を得て、また、医師会のほうにも理解をいただきながら、進めてきたというところです。

今回も、実際台風で避難所と開設したわけですけどその中で、コロナ感染者の方、濃厚接触者の方など、非公開にしましたけども、そういうふうな分け方も進めております。

また以前と違って随分スピーディーに、連絡体制がとれるようになったなというふうに考えておりますので、このスピード感というのをしっかり保ちながら、状態で調達できるような体制を続けていきたいというふうに考えております。

【11 番中島議員。】

非常にですね、複合災害等を、今発生してきて、また多様な避難手段等も、確保する必要が出てきておりますので、今後ともですね、この活動、積極的に続けていただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。